広報かどま８（2026）年11月号

「トラブル増加！脱毛エステ」

（事例）ＳＮＳで「３千円で全身脱毛」の広告を見て、無料カウンセリングを予約した。すぐに個室に案内され希望箇所を聞かれた。「３千円の全身脱毛」では納得のいく施術にはならないと言われ４０万円のコースの説明が始まった。断り切れず４年払いで契約してしまった。学生なので支払いを続けることできるか不安。クーリング・オフしたい。

（アドバイス）低価格の広告を見て店舗に出向いたが高額な契約を勧められ断り切れずに契約してしまったという相談が寄せられています。脱毛エステは特定商取引法の特定継続的役務に該当し、法に定める契約書面を受け取った日から数えて８日以内であればクーリング・オフすることができます。また中途解約もできるので金額やコース内容に不安がある場合は早めに消費生活センターにご相談ください。

問合先
門真市消費生活センター
06－6902－7249